

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	大和市 教育システム(就学援助) 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、就学援助事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大和市教育委員会

公表日

令和1年6月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	就学援助事務
②事務の概要	学校教育法第19条に基づき、経済的理由により、小学校・中学校への就学が困難な家庭に対し、教育委員会が別に定める就学援助の申請書を提出させその内容を審査し認定する事務及び援助項目の一つとして学校保健安全法第24条に基づき学校において治療の指示を受けた医療に要する費用について援助を行う。
③システムの名称	・教育システム(就学援助) ・宛名管理システム ・団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
世帯員情報ファイル・個人住民税ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条 第1項 別表第一27号 ・ 番号条例の別表第1の1の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法別表第2の113の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大和市教育委員会 教育部 学校教育課 保健給食課
②所属長の役職名	学校教育課長、保健給食課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	神奈川県大和市下鶴間1-1-1 総務部総務課 046(260)5334
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	神奈川県大和市下鶴間1-1-1 教育部学校教育課 046(260)5208 教育部保健給食課 046(260)5206

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月24日	I . 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	教育部 学校教育課	神奈川県大和市下鶴間1-1-1 総務部総務課 046(260)5334	事後	
平成28年6月24日	I . 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	教育部 学校教育課	神奈川県大和市下鶴間1-1-1 教育部学校教育課 046(260)5208	事後	
平成28年6月24日	II . 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年10月31日時点	平成28年3月31日時点	事後	
平成28年6月24日	II . 1. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年10月31日時点	平成28年3月31日時点	事後	
平成28年10月11日	I . 1. ①事務の名称	就学援助事業における医療費援助事務	就学援助事務	事後	
平成28年10月11日	I . 1. ②事務の概要	学校教育法第19条に基づき、経済的理由により、小学校・中学校への就学が困難な家庭に対し就学援助の認定を行い必要な援助を行っているその援助費目の一つとして学校保健安全法第24条に基づき学校において治療の指示を受けた医療に要する費用について援助を行う	学校教育法第19条に基づき、経済的理由により、小学校・中学校への就学が困難な家庭に対し教育委員会が別に定める就学援助の申請書を提出させその内容を審査し認定する事務及び援助項目の一つとして学校保健安全法第24条に基づき学校において治療の指示を受けた医療に要する費用について援助を行う	事後	
平成28年10月11日	I . 2. 特定個人情報ファイル名	世帯員情報ファイル	世帯員情報ファイル・個人住民税ファイル	事後	
平成28年10月11日	I . 1 . 3. 個人番号の利用法令上の根拠	番号法第9条 第1項 別表第一-27号	番号法第9条 第1項 別表第一-27号・番号条例の別表第1の1の項	事後	
平成28年10月11日	I . 4. ①実施の有無	実施しない	実施する	事後	
平成28年10月11日	I . 4. ②法令上の根拠		番号法別表第2の113の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月11日	I. 5. ①部署	大和市教育委員会 教育部 学校教育課	大和市教育委員会 教育部 学校教育課 保健給食課	事後	
平成28年10月11日	I. 5. ②所属長	学校教育課長 犬塚 克徳	学校教育課長 犬塚 克徳 保健給食課長 佐藤 正美	事後	
平成28年10月11日	I. 8. 連絡先	神奈川県大和市下鶴間1-1-1 教育部学校教育課046(260)5208	神奈川県大和市下鶴間1-1-1 教育部学校教育課046(260)5208 教育部保健給食課046(260)5206	事後	
平成29年7月10日	I. 5. ②所属長	学校教育課長 犬塚 克徳 保健給食課長 佐藤 正美	学校教育課長 土佐野 睦 保健給食課長 斉藤 信行	事後	
令和1年6月4日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	学校教育課長 土佐野 睦 保健給食課長 斉藤 信行	学校教育課長、保健給食課長	事後	
令和1年6月4日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	H26.11.1時点	H31.4.1時点	事後	
令和1年6月4日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	H26.11.1時点	H31.4.1時点	事後	
令和1年6月4日	IVリスク対策	—	評価書の様式変更に伴い、記載項目を追加	事後	